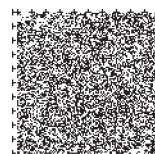
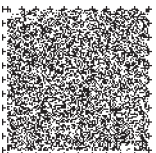

第 3 章 計画の基本的な考え方





第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

前期計画においては、基本理念として「地域共生のまちづくり～すべての人にとって暮らしやすい社会を目指して～」を掲げています。本市ではこの理念に基づき、障害のある人もない人も、お互いに個性を尊重し人格を認め合うとともに、全ての人にとって暮らしやすい共生社会の実現に向けて、様々な障害者福祉施策を推進してきました。

この基本理念は、障害者基本法の主旨に沿っており、国の「障害者基本計画（第3次）」に掲げる「障害の有無に関わらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現」の考え方とも共通しているため、本計画においては、障害者福祉施策のさらなる充実と取組の推進を目指して、前期計画において定めたこの基本理念を踏襲します。

■ 本計画の基本理念 ■

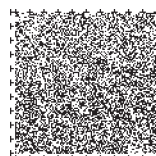
地域共生のまちづくり

～すべての人にとって暮らしやすい社会を目指して～

2 施策体系

基本理念の実現に向けた「分野別施策」については、国や県の動き、本市における障害者福祉を取り巻く現状等を踏まえ、7つの分野を設定し、それぞれに「施策の方向」を定めます。

施策の取組に当たっては、障害に対する理解を深めるための啓発・広報活動をはじめ、健康づくり、地域での生活支援や相談支援、療育・保育・教育、雇用・就労など、あらゆる分野において、障害のある人の生活を支援する取組を推進します。



基本理念

地域共生のまちづくり

～すべての人にとって暮らしやすい社会を目指して～

施策分野

施策の方向

1 理解・交流

- (1) 啓発・広報活動の充実
- (2) 交流の推進

2 保健・医療

- (1) 健康づくり・健康管理の推進
- (2) 医療と福祉の連携

3 地域生活支援

- (1) 相談支援体制の充実と強化
- (2) 地域移行・地域定着の推進
- (3) 福祉サービス等の充実

4 生活環境

- (1) 暮らしの場の確保
- (2) ユニバーサルデザインのまちづくり
- (3) 移動手段の確保
- (4) 防災・防犯の推進
- (5) 地域福祉の推進
- (6) スポーツ・文化芸術活動等の振興

5 差別解消・権利擁護

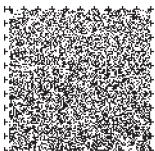
- (1) 虐待の防止
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 差別の解消
- (4) 情報のバリアフリー化
- (5) コミュニケーション支援の充実

6 療育・保育・教育

- (1) 早期発見・フォロー体制・療育体制の充実
- (2) 連携強化による一貫した支援
- (3) 特別支援教育の推進
- (4) 放課後等の活動支援

7 雇用・就労

- (1) 雇用・就労の推進
- (2) 就労機会の拡充と定着



3 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制の強化

本計画を、総合的・計画的に推進していくために、庁内関係各課の一層の連携強化を図るとともに、協議・調整及び進捗確認などをこれまで以上に強化し、庁内推進体制の構築を目指します。

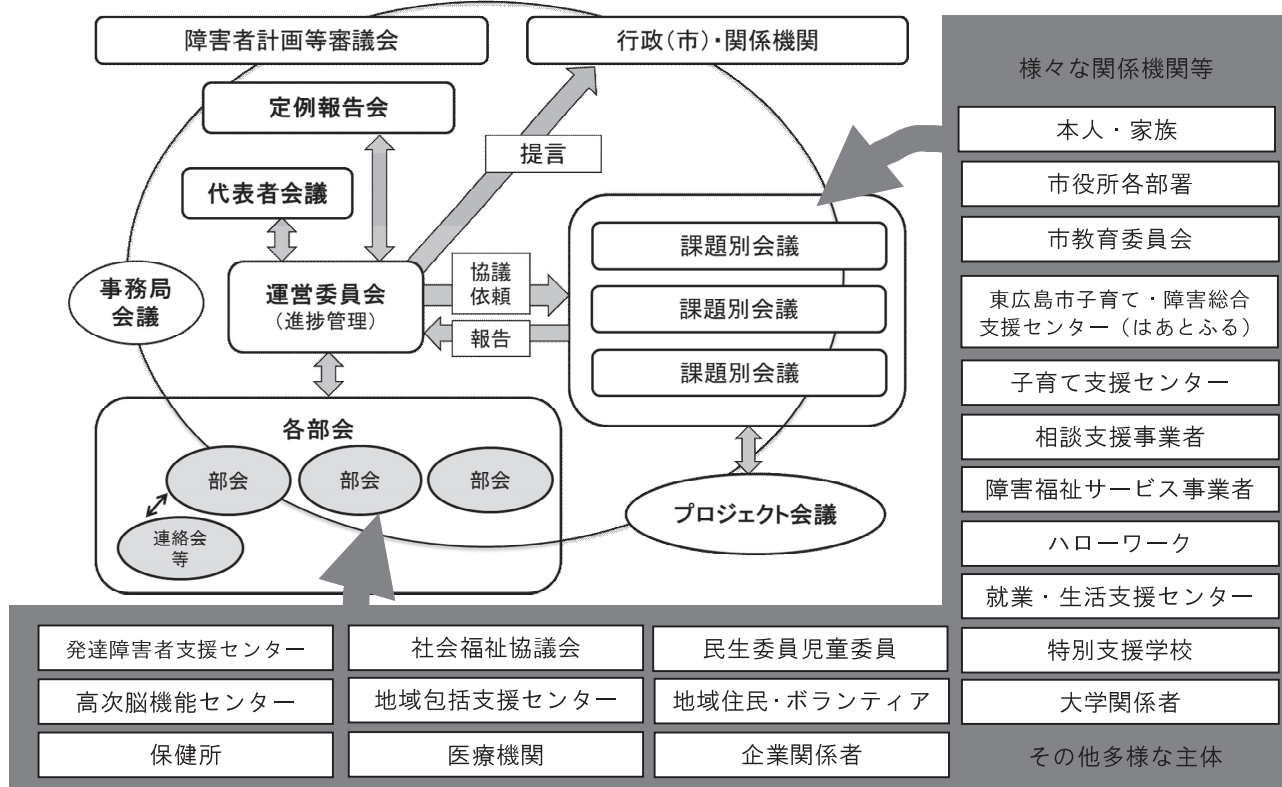
(2) 自立支援協議会を核とした取組

障害のある人の自立と地域生活を支えるためには、福祉や保健分野以外の関係機関や団体との連携と幅広い協力体制が不可欠です。特に、相談支援をはじめ様々な福祉施策を効果的に実施・提供するためには、地域において障害のある人を支えるつながり（ネットワーク）が重要です。

そこで、東広島市における障害者及び障害児への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、自立支援協議会を設置しています。

自立支援協議会では、地域課題の検討や解決に向けた継続的な協議の場である各「部会」や、目的や役割を明確化してゴール設定を行い、集中的に協議をする各「課題別会議」等の場を用意し、様々な関係機関等に参加いただきながら、課題解決に取り組んでいきます。

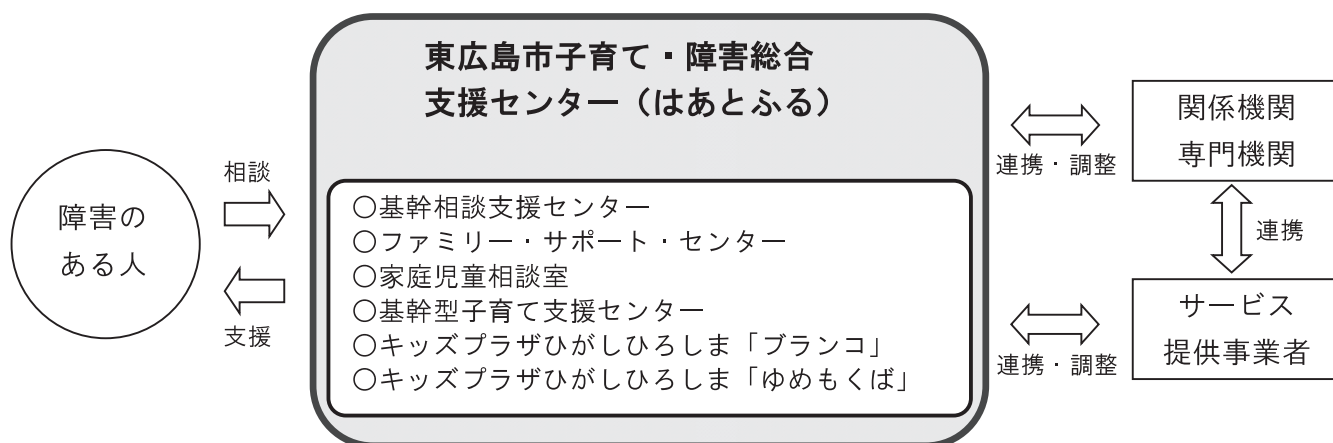
■ 自立支援協議会のネットワークイメージ ■



(3) 「はあとふる」による支援

「東広島市子育て・障害総合支援センター（はあとふる）」は、子育て支援と障害のある人の地域生活に関する支援を総合的・一体的に行う窓口として、また、関係機関と連携する調整窓口としての役割を担っており、一人ひとりが適切な支援を受けられるよう相談体制の充実を図っています。

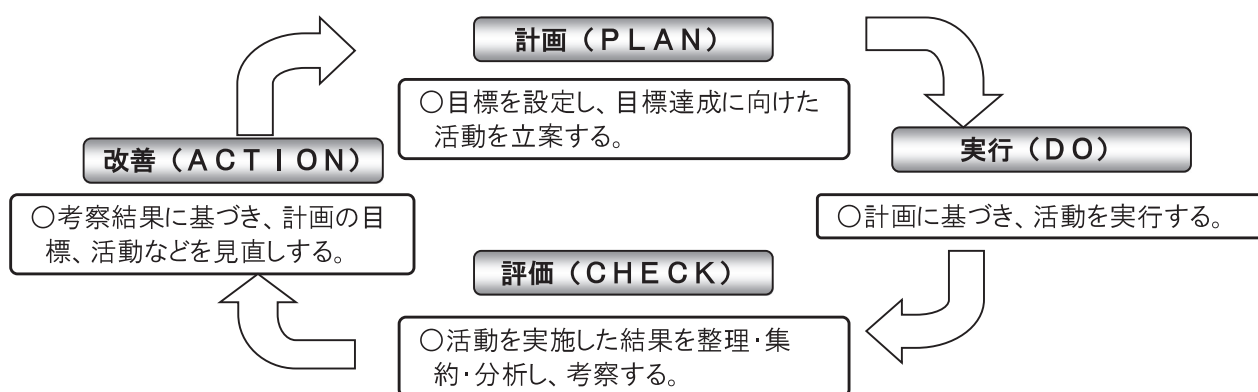
■ 東広島市子育て・障害総合支援センター(はあとふる)の機能 ■



(4) 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、毎年、計画の進捗状況や達成状況を点検・評価し、それを次年度の施策・事業の実施に反映していく「PDCAサイクル」による進行管理を進めます。

■ PDCAサイクルのプロセスイメージ ■



(5) 計画の普及・啓発

本計画の推進に当たっては、広く市民に対して本計画の理解と参加・協力を得ることが必要です。そのため、計画の市民への周知を図り、地域における自主的な活動を促進します。

